職業紹介サービスのあり方

1 立場

職業紹介とは、「求人及び求職の申し込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること」 職業安定法第4条に定義されている。

求人者、求職者との等距離の位置に立って双方に公平に対応することが求められます。 求人者、求職者の望むところを客観的、かつ正確に把握することが紹介の成功につな がります。

2 求人求職の申し込み

① 求人の申し込みについて 「職業紹介事業者は求人の申し込みは全て受理しなければならない。ただし、下記(a~f)のいずれか該当する申し込みは受理しないことができる」職業安定法第5条の6と定められています。

受理しない場合の内容

- a 内容が法令に違反する求人の申し込み
- b 労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当な求人申し込み
- c 一定の労働関係法令違反のある求人者による求人申し込み
- d 求人者が労働条件を明示しない求人申し込み
- e 暴力団員などによる求人申し込み
- f 職業紹介事業者からの自己申告の求めに応じなかった求人者による求人申し込み を受理しない場合は、その理由を説明しなければなりません。
- ② 求職の申し込みについて 「職業紹介事業者は求職の申し込みは全て受理しなければならない。ただし、その申し込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しないことができる」職業安定法第5条の7と定められています。

受理しない場合は、その理由を説明しなければなりません。

3 職業紹介の基本原則

①自由の原則

職業紹介にあたっては、求職者の職業選択の自由、求人者の雇い入れの自由が保障されており、強制されるものではない。

②公益性の原則

職業紹介は求職者と求人者の間にあって最も適する人材を紹介することが求められる。

③均等待遇の原則

職業紹介において求職者に対して人種、国籍、信条、性別、身分、門地他そのこと を理由として取り扱いを差別してはならない。

④中立の原則

職業紹介事業者は労使関係に対して中立の立場を維持しなければならない。

⑤労働条件明示の原則

職業紹介にあたり事業者は求職者に対しその従事すべき業務の内容、賃金、労働時間などの労働条件を書面にて明示しなければならない。

⑥適格紹介の原則

職業紹介は求職者に対してその能力の適合を、求人者に対して雇用条件の適合をするよう努めなければならない。

⑦求人受理、求職受理の原則

職業紹介事業者はいかなる求人の申し込みも、いかなる求職の申し込みも受理しなければならない。ただし、その内容が法令に違反するとき、届出の範囲に定められている以外の場合は受理しないことができる。